



平成22年3月30日

各位

会社名 株式会社東京ドーム
代表者名 代表取締役社長 久代信次
(コード番号9681 東証第一部)
問合せ先 広報・IR室長 横塚 厚
(TEL 03-3811-2111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年3月30日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成22年4月28日開催予定の第100回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第194条第1項の定めに基づき、単元未満株式の買増制度を導入するため、単元未満株主の権利を規定する現行定款第9条を変更するとともに変更案第10条を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</p> <p>(1) 会社法189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</p> <p>(1) 会社法189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第10条～第47条 (条文省略)</p>	<p>(以下、条数を繰り下げる。)</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成22年4月28日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成22年4月28日 (予定)

以上